養護老人ホーム東総園外部サービス利用型特定施設 入居者生活介護事業所運営規程

平成28年4月1日 改正 令和2年2月17日

目次

- 第1章 事業の目的及び運営の方針(第1条-第3条)
- 第2章 外部サービス利用型特定施設職員の職種、員数及び職務の内容(第4条)
- 第3章 入居定員及び居室数 (第5条)
- 第4章 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の 費用の額(第6条-第18条)
- 第5章 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地 (第19条)
- 第6章 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続(第20条・第21条)
- 第7章 施設の利用に当たっての留意事項 (第22条 第27条)
- 第8章 緊急時等における対応方法 (第28条・第29条)
- 第9章 非常災害対策 (第30条)
- 第10章 その他施設の運営に関する重要事項 (第31条-第43条)

附則

第1章 事業の目的及び運営の方針

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款第15条に規定する養護老人ホーム東総園(以下「施設」という。)が行う介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービスを提供するに当たり、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年千葉県条例第68号)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)に定めるもののほか、運営に関する事項を定め、事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 施設は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、介護、機能訓練並びに健康管理及び療養上の援助を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよ

う、保健医療の向上及び福祉の増進を図り、適正なサービスを提供することを目 的とする。

(運営の方針)

第3条 施設は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護サービスの提供に当たって、特定施設サービス計画に基づき、施設が委託する指定居宅サービス事業者(以下「受託居宅サービス事業者」という。)による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、施設において利用者の有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるようにするものとする。

第2章 外部サービス利用型特定施設職員の職種、員数及び職務の内容 (職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次の各号に掲げると おりとする。
 - (1) 施設長1人 常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に必要な指揮命令を行う。
 - (2) 生活相談員1人 利用者の生活相談、処遇の企画及び実施等を行なう。
 - (3) 介護職員(常勤及び非常勤) 5人以上 利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
 - (4) 計画作成担当者(介護支援専門員)1人 特定施設サービス計画の作成を 行う。
 - (5) 看護職員1人 利用者の保健衛生及び看護業務を行う。

第3章 入居定員及び居室数

(入居定員)

- 第5条 入居定員及び居室数は次のとおりとする。
 - (1) 入居定員 50人
 - (2) 居室数 50室
- 2 施設長は、災害等やむを得ない場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて 施設を利用させてはならない。
 - 第4章 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その 他の費用の額

(利用者)

第6条 サービス利用者は、介護保険法第9条の規定による要介護状態の施設入所 基準該当者でなければならない。

(利用開始)

第7条 施設長は、サービス提供開始にあたり、介護保険被保険者証により被保険 資格、認定状況、有効期間及び審査会の意見を確認し利用契約を締結するものと する。

(退所及び解約)

- 第8条 施設長は、利用者が退所を申し出たときは、必要事項を調査して適当と認めたときは、その旨を市町村に報告し、利用契約の解除を行うものとする。
- 2 施設長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、必要な措置を講 ずるものとする。
 - (1) 第6条に規定する利用資格を失った場合
 - (2) 第26条の規定を遵守せず秩序を乱す場合

(外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の取扱方針)

- 第9条 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪 化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的になら ないよう配慮しなければならない。
- 2 職員は、サービス提供に当たって、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービス提供方法等について十分に説明するものとする。
- 3 職員は、サービス提供に当たって、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行ってはならない。なお、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 4 施設は、自ら外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(相談及び援助)

第10条 施設は、常に利用者の心身の状況やその環境に置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(利用)

- 第11条 施設は、心身に著しい障害があるために常時の介護を必要とする者に対して、サービスを提供するものとする。
- 2 施設は、正当な理由なくサービスの提供を拒否してはならない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合及び利用申込者に対して適切な便宜を供与することが困難な場合には、適切な医療機関、介護老人保健施設等を紹介する等の措置を速やかに講ずるものとする。
- 4 施設は、利用者の利用申込みに際しては、心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
- 5 施設は、利用者の退所に際して、居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健、医療及び福祉サービスの提供者との密接な連携に努めるものとする。 (要介護認定の申請にかかわる援助)
- 第12条 施設は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について要介護 認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、 利用申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助するものとする。 (特定施設サービス計画の作成)
- 第13条 施設は、介護支援専門員等に、特定施設サービス計画の作成に関する業務 を担当させるものとする。
- 2 特定施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員(以下「計画担当介護 支援専門員」という。)等は、利用者の能力及び置かれている環境等の評価を通 じて問題点を明らかにし、利用者の自立を支援する上での課題を把握するものと する。
- 3 計画担当介護支援専門員等は、利用者及び家族の希望並びに把握した課題に基づき、他の職員と協議の上、特定施設サービス計画の原案を作成するものとする。 この場合において、原案には、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービス提供の上で留意すべき事項等を記載するものとする。
- 4 計画担当介護支援専門員等は、特定施設サービス計画の原案について利用者又は家族に説明し、同意を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員等は、介護サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、特定施設サービス計画の実施状況を把握するものとし、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

(介護)

- 第14条 施設及び受託居宅サービス事業者は、入浴、排泄、食事等の生活に必要な援助及び介護並びに家事、安否確認等を総合的に提供するものとする。
- 2 施設及び受託居宅サービス事業者は、心身の状況に応じて、適切な方法により、 排泄の自立について必要な援助を行うものとし、オムツを使用せざるを得ない利 用者については、オムツを適切に交換するものとする。
- 3 施設及び受託居宅サービス事業者は、離床、着替え、整容等の介護を適切に行 なうものとする。
- 4 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員等を介護に従事させ、利用者の負担により、施設及び受託居宅サービス事業者の従事者以外の者による介護を受けさせないものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第15条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設けるものとする。
- 2 施設は、利用者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対する手続について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行することができる。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するものとする。

(機能訓練)

第16条 施設は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むために必要な機能を回復し、またその減退を防止するための調整を行うものとする。

(利用料の受領)

- 第17条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、法令等に定める額を利用者から受領するものとする。
- 2 施設は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければいけない。
- 3 施設は、前2項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められるもの

- (2) 理美容代
- 4 施設は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス の内容及び費用について説明し、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第18条 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスの費用の支払いを受けた場合は、サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供 証明書を利用者に交付するものとする。
 - 第5章 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所 在地

(受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地)

第19条 施設が委託する受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名 称及び所在地は、別表のとおりとする。

第6章 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続

(居室の移動)

- 第20条 利用者は、原則として別に定める居室を使用するものとする。ただし、適切に介護サービスを受けることが困難であって、次の各号のいずれかに該当するときには、施設に利用していない居室がある場合に限り、利用者又は家族の希望により居室を移動することできる。
 - (1) 現に利用している居室の設備等がより適切なサービス提供をするうえで 著しい支障があるとき。
 - (2) より適切なサービスを提供する上で、他の利用者との関係が日常生活を送る上で著しい支障となるとき。
 - (3) その他既に使用している居室がより適切なサービス提供をするため利用 者の日常生活上の著しい支障となるとき。
- 2 施設長は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護のサービス提供に著しい支障があると認めるときは、前項の規定に関わらず、居室を移動させることができる。

(居室移動の手続き)

第21条 前条の規定により、利用者の居室を移動させるときは、その理由を付した 書面を交付し、利用者の同意を得なければならない。

第7章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第22条 利用者は、職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち相互の 親睦に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第23条 利用者が外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続により施設に届け 出なければならない。

(健康保持)

第24条 利用者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別な理由 がない限り受診しなければならない。

(衛生保持)

第25条 利用者は、施設の清潔、整とんその他環境衛生の保持のために施設に協力 しなければならない。

(禁止行為)

- 第26条 利用者は、施設内で次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 宗教及び信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - (2) 喧嘩、口論又は泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 施設の秩序及び風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

- 第27条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
 - (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介 護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしていると き。

第8章 緊急時等における対応方法

(緊急時の対応)

第28条 施設は、利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関及び家族等に連絡するなど必要な措置を講じな

ければならない。

(事故発生時の対応)

- 第29条 施設は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、前 条の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係各機関に連絡等必要な措置を 講ずるものとする。
- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行 うものとする。ただし、施設の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限り ではない。

第9章 非常災害対策

(非常災害対策)

第30条 施設は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画 を作成し、非常災害に備え、少なくとも4か月に1回は避難、救出その他必要な 訓練等を行うものとする。

第10章 その他施設の運営に関する重要事項

(受給資格等の確認)

- 第31条 施設は、サービスの提供を求められた場合は、その被保険者証によって、 被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとす る。
- 2 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合には、その意見に 配慮してサービスを提供するものとする。

(利用の記録の記載)

第32条 施設は、入所に際して、入所年月日、施設の種類及び名称を被保険者証に 記載するものとし、退所に際しては、退所年月日を被保険者証に記載するものと する。

(勤務体制の確保等)

- 第33条 施設は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。
- 2 施設は、施設の職員によってサービスを提供するものとする。ただし、利用者 の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 施設は、職員の資質向上のための研修の機会を定期的に設けるものとする。 (衛生管理等)

第34条 施設は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるととも に、医薬品及び医療用具の管理を適切に行い、感染症が発生し、又はまん延しな いように必要な措置を講ずるものとする。

(協力病院等)

- 第35条 施設の協力病院等は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 協力病院 総合病院国保旭中央病院
 - (2) 協力歯科医療機関 総合病院国保旭中央病院歯科口腔外科

第36条 施設は、施設内の見やすい場所に、この規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選定に資する重要事項を掲示しなければならない。

(秘密の保持)

(掲示)

- 第37条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際に は、あらかじめ文書により利用者の同意を得なければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

- 第38条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対して、要介護被保険者に 施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはなら ない。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

- 第39条 施設は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置し、生活相談員が必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、提供するサービスに関して市町村からの文書の提出及び提示を求め、 又は市町村職員からの質問及び照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力するものとし、市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、市町村から求めがあった場合にはその改善内容を報告する。

3 施設は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導 又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行うものとともに、千葉県国 民健康保険団体連合会から求めがあった場合には、その改善の内容を報告する。

(地域との連携等)

第40条 施設は、その運営に当たって、地域住民又は住民活動との連携及び協力を 行うなど、地域との交流に努めるものとする。

(会計の区分)

第41条 施設は、サービス事業の会計は、その他の事業の会計と区分するものとする。

(記録及び整理)

- 第42条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。
- 2 施設は、次の各号に掲げる利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、そ の完結の日から2年間保存しなければならない。
 - (1) 特定施設サービス計画
 - (2) 受託居宅サービス事業者から報告に係る内容の記録
 - (3) 受託居宅サービス事業者の業務の実施状況に関する記録
 - (4) 市町村への通知に関する事項の記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
 - (7) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (8) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(その他)

第43条 この規程に定めるもののほか、施設の運営に関し必要な事項は、地方独立 行政法人総合病院国保旭中央病院が別に定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月17日改正)

この規程は、令和2年2月17日から施行する。

別表 (第19条関係)

名称	受託居宅サービス事業者の名称	所 在 地
特別養護老人ホーム東総園	地方独立行政法人総合病院国保	旭市イの1326番地
指定訪問介護事業所	旭中央病院	
総合病院国保旭中央病院指	地方独立行政法人総合病院国保	旭市イの1326番地
定訪問看護事業所	旭中央病院	
介護老人保健施設シルバー	地方独立行政法人総合病院国保	旭市イの1307番地
ケアセンター	旭中央病院	
うなかみデイサービスセン	株式会社島田木材店	旭市後草2033番地4
ター指定通所介護事業所		
恵天堂デイサービスセンタ	社会福祉法人愛仁会	旭市蛇園2532番地
一指定通所介護事業所		
アットホーム指定通所介護	株式会社楽天堂	旭市川口1006番地2
事業所		